

## More Dance Crew 入会申込書

レッスン受講規約に同意し、More Dance Crewへの入会を申し込みます。

フリガナ				印		
氏名						
生年月日	西暦	年	月	日	歳 (学年)	男・女
住所	〒					
電話番号						
携帯番号 (保護者連絡先)						
メールアドレス						
LINE登録	可・不可	可の場合、ID:				
ダンスの経験	有り・無し	有りの場合、ジャンルと経験年数				
当スクールを何でお知りになりましたか？		1. 会員からの紹介 ( ) 2. 建物を見て 3. ホームページを見て 4. SNSを見て ( ) 5. その他 ( )				

※未成年の方は保護者の同意が必要です。

フリガナ				印
保護者氏名				

※スタッフ記入欄

利用開始日	年	月	日
入会金			円
事務手数料			円
その他 (内訳)			円
入会時合計			円

【月謝制】	キッズ	月 4	月 8
	一般	月 4	月 8
【チケット制】	キッズ ・ 一般		

申込日			担当		
-----	--	--	----	--	--

## MORE DANCE CREW Studio & Community レッスン受講規約

※ビジター(非会員)でもこの受講規約が適用されます。

### 【名称】

MORE DANCE CREW Studio & Community (モアダンスクルー ス튜디오 アンド コミュニティ、以下、当スクールと称します。)

### 【目的】

当スクールは、会員の健全な心身の育成を図ると共に、ダンスを始めその他の活動を通じて会員相互の親睦を深め、地域社会における健全で明るいコミュニティ作りに寄与することを目的とします。

### 【入会について】

- お支払い方法は現金または PayPay をご利用いただけますが、PayPay はチケットコース・入会手続き時のみご利用可能です。
- 入会時に入会申込書への記入をお願いしております。緊急時等、当スクールより連絡がいくこともございますので正しいものをご記入ください。また、変更がある場合には速やかに受付までお知らせください。
- 入会時に会員証を発行いたします。レッスン受講時には必ず受付へ提示してください。
- 会員証を紛失した場合は速やかに受付にお申し出ください。再発行につきましては、1,000 円の手数料がかかります。
- 未成年の方は保護者の同意が必要です。
- 既にお納めいただいた入会金は理由の如何を問わず返金できません。

(月謝制の方)

- 入会申し込み時には2か月分の月謝の納入をお願いしております。
- 月途中に入会の場合はお支払い方法をご相談ください。

(チケット制の方)

- 都度払いの方はレッスン毎に一回分のレッスン費をお支払いください。
- 回数券の方は毎次受付に提出ください。

### 【月謝について】

- 月謝袋をお渡しします。
  - 翌月分を前月 20 日までに受付へお持ちください。なお前月 20 日が休校日の場合は、前月 20 日以前の営業日にお持ちください。来店が困難な場合は振込も対応しております。
  - ※振込手数料は会員様負担となります。
  - ※振込先は個別にお伝えいたします。
- レッスン費を期限内にお支払いいただけない場合、レッスンの受講をお断りさせていただく場合があります。
- 既にお納めいただいた月謝は理由の如何を問わず返金できません。
- 当スクールは、会員の承諾なく受講料等を改定することがあります。

### 【チケットについて】

- 回数券を忘れた場合には都度払い扱いとさせていただきます。
- 有効期限のあるチケットについては、期限内の使用をお願いします。
- チケットを紛失・盗難された場合、理由の如何を問わず再発行はできません。
- 既にお納めいただいたチケット料金は理由の如何を問わず返金できません。

## 【受講について】

- 受講資格は会員ご本人に限ります。
- 受講の際は必ず会員証を受付へ提示してください。万が一忘れた場合はその旨を受付へお知らせください。
- 月謝制、チケット制にかかわらず、6か月以上受講されず連絡もない場合は自動的に退会となります。その後レッスンの受講を希望される場合は、再度入会手続きが必要となり、入会金をお支払いいただきます(事務手数料は発生しません)。
- 第5週目は基本的にお休みですが、特別レッスンを行うこともあります。
- 休講・補講については当スクールホームページや各 SNS にてお知らせいたします。
- 保護者の方のレッスン見学は終了前10分のみ可能です。ただし、幼児クラスの保護者さんは終始見学いただけます。
- 駐車場がないため、お車で越す際は近隣の有料駐車場をご利用ください。なお、送迎時に限り、スタジオ横にある SPS コインパーキングの料金を MDC が負担いたします。SPS コインパーキングを利用した日の翌日以降、領収書を提出してください。その場で1レッスンにつき 100 円を上限にお渡しいたします。
- スタジオ前の長時間による駐停車は、近隣の迷惑となりますので禁止とさせていただきます。
- 講師や他の受講生に著しく迷惑を及ぼす行為があった場合、受講をお断りすることがあります。その際も、月謝やチケット代金、レッスン費は返金いたしません。
- レッスン内での物品販売やビラ配布等は固くお断りします。

## 【コース変更について】

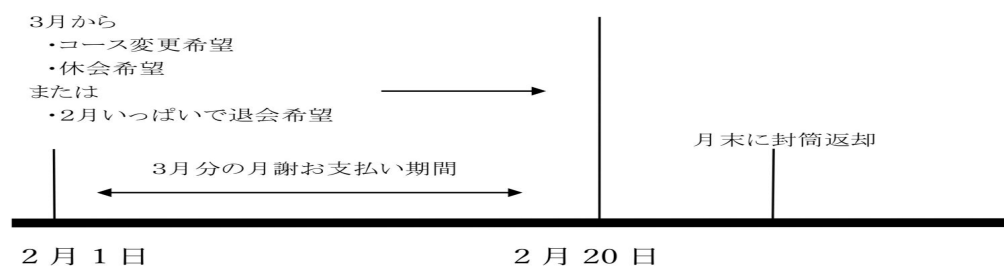
- 「月謝制からチケット制へ」・「チケット制から月謝制へ」・「月コース増減変更申請」希望の場合、希望月の前月 20 日までに申請ください。なお前月 20 日が休校日の場合は、前月 20 日以前の営業日までに申請ください。
- また、変更手数料として¥2000を頂きます。

## 【休会・退会について】

(月謝制の方)

- 希望月の前月 20 日までに申請ください。前月 20 日がスタジオ休校日の場合は、前月 20 日以前の営業日までに申請してください。なお休会は最高で1年間とします。
- 休会申請の際に 1 ヶ月分のお月謝をお納めいただき、復帰時期が決まりましたら、頂いた料金を再開月に充当させていただきます。復帰の有無に関わらず返金不可となりますのでご了承ください。
- ただし、スタジオ側の変更に伴う事情の場合は、その限りではありません。
- 休会中に受講される場合は非会員料金となります。
- 申請がなく1年過ぎると自動的に退会となります。
- 退会は希望月の 20 日までに申請をしてください。
- 月の途中で休会・退会される場合も、既にお納めいただいた月謝は返金できません。

○届け出やお支払いタイミング例○



(チケット制の方)

- 休会・退会届の提出は、希望月の前月20日までに申請ください。その際、既にお納めいただいたチケット料金は返金できません。なお休会は最高で1年間とします。また、休会中に受講される場合は非会員料金となります。復帰が決まりましたら期間内にご連絡ください。申請もなく6ヶ月未受講の場合は自動退会扱いとさせていただきます。

### 【欠席・振替について】

- レッスンをお休みされた場合、次の月への繰り越しはできません。
- 振替レッスンを希望の方は、レッスン内容・レベルについてご相談ください。
- 基本的に祝日もレッスンは行いますが、5週間ある月のみお休みになることがあります。

### 【クラスの中止・変更について】

- 講師や使用施設及び設備にやむを得ず障害が発生した場合、また、天災事変やその他やむを得ない事態の発生によりクラスの実施が困難になった場合は、クラスを中止、又は他の日に振り替える場合があります。その場合、あらかじめその旨を通知します。但し、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。
- スタジオ都合でレッスンを休みにした場合、該当する月会員様に、相当額(月謝の日割り分)を翌月に返金いたします。なお、当月中に振り替え消化を完了した場合や天災事変で休講になった場合を除きます。その他長期災害時・感染症により止むを得ず休業になった場合、対応を変更する場合がございます。
- 3か月以上クラス催行人数が3人未満の場合、クラスを閉鎖することがあります。その際は事前にお知らせ致します。

### 【個人情報について】

- 当スクールはレッスンやイベント等で撮影した写真や動画を当スクールホームページや、プロモーションに利用することができるものとします。その際、会員は当スクールに対して、肖像権等の使用を許諾するものとします。

### 【怪我、紛失、事故、免責について】

- 貴重品管理は各自でお願いします。万一、盗難・紛失・破損等の事故が発生した場合、損害賠償の責任は負いかねます。
- 会員がスタジオに何らかの損害を与えた場合、弁償をお願いすることがあります。
- 怪我、事故、事件等について当スクールは一切責任を負いかねます。

### 【会員規約の改定】

- 本規約は、会員の承諾なく改定されるものとします。
- 本規約を改定する場合は変更後の規約をメール、LINE 及び当スクールのホームページ等への掲載をもって周知することとし、これによって本規約の改定の効力が生じるものとします。

以上

平成 24 年 7 月 制定  
平成 28 年 12 月 23 日 改定  
平成 29 年 3 月 4 日 改定  
平成 29 年 6 月 6 日 改定  
令和元年 8 月 28 日 改定  
令和3年 7 月 19 日 改定  
令和4年 2 月 12 日 改定  
令和4年 8 月 18 日 改定  
令和 4 年 11 月 1 日 改定